

## 緒 言

地方分権化の流れのなかで、基礎自治体である市町村に権限が移行している。しかし、人口減、高齢化、景気低迷による収税減、地方交付税の削減などで、市町村財政を取り巻く情勢は厳しい。自治体財政を概観すると、経常収支比率はここ数年90%を超えて高止まりになっている。人件費は各自治体の行政改革により抑制されているが、扶助費が増加基調にある。深刻な財源不足を補っているのが地方交付税と地方債である。ただし、地方債の歳入に占める割合は何とか10%を切っているのが現状である。ベシミスティックであるが、これが地方財政の姿である。

一方、少子高齢化は例をみないスピードで進行しており、海外の国々が日本の対応を注視している。これまで福祉先進国のキャッチアップを志向してきた日本にとって、少子高齢化にともなう諸問題の解決策を見出し、成熟社会の福祉モデルを他国に示すことができるか注目される時代に入っている。

福祉の諸問題をみても、介護保険制度の導入から10年以上が経過した。家族介護の負担の軽減をめざしたものの、「介護苦」の悲劇は後を絶たない。不足する在宅サービス、特別養護老人ホームの待機者の解消、サービスの質への評価制度、人材育成など、克服すべき点は多い。また貧困問題は、この10年間で深刻化した。幅広いセーフティネットが構築されないまま、生活保護が貧困対策の受け皿になり、2009年度の生活保護費の支払総額は3兆円を超えた。ところが、指定都市市長会による改革案をみると、稼働年齢層に3～5年の期間を設け、一定の期間が経過しても自立できない場合、保護を打ち切るワークフェアの仕組みを検討している。生活保護に有期条項を設けることは、生存権を保障した憲法第25条の違反につながりかねない。

児童福祉の分野はどうであろうか。保育所に預けたくても、定員いっぱいでは利用できない待機児童が増えている。待機児童数については、首都圏、近畿圏、政令指定都市など大都市圏が8割超を占めている。障がい福祉の分野も混同としている。2005年10月に「障害者自立支援法」が成立したが、障がい者

サービスの利用において原則1割の自己負担を課したことは、利用者の生活を脅かすものとなった。2011年2月現在では、同法は廃止の見込みで、新法・新制度の準備が進められている。

神野直彦教授は『「分かち合い」の経済学』（岩波新書）のなかで、危機の時代を克服するには痛みや幸福を社会全体で分かち合う、新しい経済システムの構築が必要であると述べておられる。「分かち合う」べき幸福を「奪い合う」ものと誤解する日本社会への警告を発しておられるのである。「奪い合い」を「分かち合い」に転換すること、そのような行動・態度の変化で希望はみえる。同書は必読書である。総論として、神野教授に第1章「総論 社会福祉サービスと財政」を執筆していただいた。ここに感謝申し上げる次第である。

社会福祉士をめざす学生の皆さんや行政に携わる方々に、渾身の力を込めて本書『社会福祉行財政計画論』を執筆した。どうか愛読の書にさせていただきたい。福祉は、一人一人の暮らしを支えるもの。行財政・計画の学びから、福祉の理解を進めていただければ幸いである。

2011年2月末日

編著者を代表して 山本 隆